



長野県報

12月14日(月)
令和2年
(2020年)
第164号

目次

規則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…………… 2

告示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 5

長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課）…………… 5

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 5

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 5

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）…………… 7

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）……………12

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課）……………13

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）……………13

土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出（農地整備課）……………13

特定調達契約に係る一般競争入札の中止（道路建設課）……………13

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）……………13

特定調達契約に係る落札者の決定（教育政策課）……………14

道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施（東北信運転免許課）……………14

規則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月14日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第61号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則(昭和23年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者は、上記3及び4の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

様式第1号の別紙の添付書類中

- (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
(2) 建物の配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)
(3) 営業施設の周辺500メートル以内の見取図(普通公衆浴場にあつては、既存の普通公衆浴場の位置及び当該申請施設との距離を明示したもの)
(4) 敷地又は鉱泉湧出が他人の所有に係るものにあつては、所有者の承諾書
(5) 温泉を使用する場合は、温泉利用許可書の写し
(6) 共同浴場にあつては、共有者の住所、氏名、出資方法及び歩合並びに共同規約の写し

を

- (1) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
(2) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
(3) 建物の配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)
(4) 営業施設の周辺500メートル以内の見取図(普通公衆浴場にあつては、既存の普通公衆浴場の位置及び当該申請施設との距離を明示したもの)
(5) 敷地又は鉱泉湧出が他人の所有に係るものにあつては、所有者の承諾書
(6) 温泉を使用する場合は、温泉利用許可書の写し
(7) 共同浴場にあつては、共有者の住所、氏名、出資方法及び歩合並びに共同規約の写し
(8) 備考の2の規定により記載を省略する場合にあつては、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

様式第2号の添付書類中

- 「1 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意証明書

を

「1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第2条 クリーニング業法施行細則(昭和29年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「クリーニング師」を「※クリーニング師」に、「従事者数」

を「※従事者数」に、「省令」を「※省令」に、

「使用水」を「※使用水」に、「クリーニング所の構造」を「※クリーニング所の構造」に、

「2 法人の場合にあつては、営業欄には法人の名称及び住所だけ記入すること。」

を

「2 法人の場合にあつては、営業欄には法人の名称及び住所だけ記入すること。」

- 3 法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者は、※欄の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

(添付書類) 1 営業者が法人の場合は、登記事項証明書

2 クリーニング所の平面図(設備の配置及び寸法を明示すること。)及び付近の見取図

3 法第4条に規定するクリーニング所を開設しようとする者にあつては、クリーニング師免許証の写し

4 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合は、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに次に掲げる事項を記載した書類

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数

(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

5 備考の3の規定により記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を証する書類

に改める。

様式第2号の添付書類中

「1 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書」

を
「1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者は、上記3、4及び6の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

様式第1号の別紙の添付書類中

「(1) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
(2) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)」

を
「(1) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
(2) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
(3) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)
(法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合であつて、これらの図面の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)
(4) 備考の2の規定により記載を省略する場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類」

に改める。

様式第2号の添付書類中

「2 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意証明書」

を
「2 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「管理美容師
美容師」 を 「※管理美容師
※美容師」 に、

「その他の」を「※その他の」に、「同一の場所で現に理容所が開設されている場合は」を「※同一の場所で現に理容所が開設されている場合は」に、「同一の場所に」を「※同一の場所に」に、
「構造設備」を「※構造設備」に改め、同様式の注に次のように加える。

- 4 法第11条第1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、※欄の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

様式第2号の添付書類の2中「診断書」の次に「(法第11条第1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該診断書に記載された内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を加え、同添付書類の3中「書類」の次に「(法第12条の3第1項に規定する美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該管理美容師の氏名及び住所に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を加え、同添付書類中

「5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」
を
「5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
6 美容師免許証の写し
7 注の4の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類」

に改める。

様式第3号の添付書類中

「1 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書」

を
「1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書」

に改める。
(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を

次のように改正する。

様式第2号中 「

管理理容師
理容師

」 を 「

※管理理容師
※理容師

」 に、

「その他の」を「※その他の」に、「同一の場所で現に美容所が開設されている場合は」を「※同一の場所で現に美容所が開設されている場合は」に、「同一の場所に」を「※同一の場所に」に、

「

構造設備

」 を 「

※構造設備

」 に改め、同様式の注に次のように加える。

- 4 法第11条第1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者は、※欄の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

様式第2号の添付書類の2中「診断書」の次に「(法第11条第1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該診断書に記載された内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を加え、同添付書類の3中「書類」の次に「(法第11条の4第1項に規定する理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該管理理容師の氏名及び住所に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を加え、同添付書類中

「5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)」

を
「5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)」

6 理容師免許証の写し

7 注の4の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

様式第3号の添付書類中

「1 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

を

「1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則(昭和59年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者は、上記3及び5の事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

様式第1号の別紙の添付書類中

「(1) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

(2) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)

(3) 営業施設の周辺200メートル以内の主な地物を明示した見取図

を

「(1) 申請者が法人の場合は、登記事項証明書

(2) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

(3) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)
(興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が申請をする場合であつて、これらの図面の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)

(4) 営業施設の周辺200メートル以内の主な地物を明示した見取図

(5) 備考の2の規定により記載を省略する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

に改める。

様式第2号中「興行場営業承継書」を「興行場営業承継届」に改め、同様式の添付書類中

「1 相続による場合にあつては、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書証明書

を

「1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

食品・生活衛生課